

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画泉ヶ浦一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	泉ヶ浦一丁目地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区泉ヶ浦一丁目地内	
面 積	約2.4ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、副都心黒崎地区の南西約4kmに位置し、地区の南側には都市計画道路穴生水巻線の整備が計画されており、周辺を良好な低層住宅地に囲まれた住宅適地である。</p> <p>当地区では、住宅地としての宅地開発が計画されていることから、適正な規制及び誘導を行い、良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の環境と調和した、ゆとりとるおいのある低層戸建住宅地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途、敷地規模、壁面の位置等必要な制限を定め、低層住宅地としての良好な住環境の形成を図る。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。) 2 住宅で次の用途を兼ねるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所 (2) 日用品の販売又は日常サービスを主たる目的とする店舗 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 3 地区集会所、診療所、幼稚園又は保育所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>170㎡。ただし、次のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区集会所 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。ただし、自動車車庫を除く。
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生垣 (2) 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたもの

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成9年3月21日告示 第73号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

